

大住村報

昭和八年五月二十八日印刷
 昭和八年六月三日發行
 京都市西區大住村字住第十五番戶
 編輯人 山 村
 發行所 京都府西區大住村字住第十五番戶
 印刷人 吉 山 益 太
 大住小字池平八十九番地
 村 役 場

今年度の豫算に就いて

村長 福田亥三郎

本年度の豫算に就きまして村民各々きまして財政の許す範囲に計上致位に一言申上げて見たいと存じま

御承知の通り豫算は之を一言にしきまして、理事者の意志を披瀝して申上ぐれば一會計年度間に於けて、そうして村民の代表者たる村の收支の見積りであつて、村が廣會議員各位と忌憚なき意見の交換況なる事務を執行し多岐多端なる質問應答を重ねて慎重審議を致し施設經營をなすに要する經費を見ましたのであります。こうした會積り其の收支の關係を明かにする合數回にして愈々去る二月二十八と共其の年の村の方針が定まる日本會議に於て議決致しました。最も深淵なる意義があるのであり今年度の豫算の内容を申上げますますから之が編成に當りましてはと歳出豫算は

經常部一萬六千七百四十八圓
 臨時部三千二百七十一圓
 合計二萬九千九百九十二圓

今年度の豫算は數年來打續く農村經濟の不況に鑑みまして前年同様でありましてこれを前年度豫算に緊縮を旨として財政状態に即した比較致しますれば

一萬五千九百九十二圓の減額とありまして數年前より引續き節約に節約を重ねたすいぶん思ひ切つた緊縮をして居りますので、此の上の緊縮は事實不可能なるのみならず差措き難き事業の爲め要する經費は村の福利増進を計る上にお

で四十圓、小學校費の教員住宅料支給者増加及生徒獎勵費で二十六圓、需用費で四十二圓、補習學校費の給料で六十圓、地方改良費で五十九圓、傳染病豫防費の需用費で十九圓、警備費の消防員手當で四十一圓、罹災救助資金の積立で六十一圓、基本財産積戻金で百五十二圓、昭和

光の家

一家より多數兵役服務者を出したるにより去る五月九日本郡徴兵検査場に於て表彰せられ光榮に浴せる家庭は左の通りであります。

樺井 市三 堀口 豊吉
 岡本 信正 岡本重太郎

竹内紋太氏の表彰

今回の兵制六十週年記念に際し永年本村兵事主任たりし竹内紋太氏は去る三月本府正廳に於て内務大臣及陸軍大臣より表彰されました

七年度災害復舊公債費償還で九百七十四圓等であります。

次に減額致しましたものに就いて申上げますと

役場費名譽職費用辨償で百圓、需用費で二十圓、修繕費で百十圓、土木費治水堤防費で木津川治水會の負擔が不用となつたので七十圓、青年訓練所費の備品而して其の村税の内税目別に増減

費で本年は訓練銃の購入致しませんでしたので百二十五圓、隔離病舎費の看護婦給料が前年は相當患者が多き爲め多額なる計費が要しましたが本年は少き見込で五十四圓、需用費及諸費で百二十圓、警備費の需用費及修繕費で警鐘台及器具置場等の建設、修繕が了しましたので百七圓、臨時部土木費の道路費及治水堤防費で前年の災害費が不要となり一萬三千七百九十五圓、警備費で木津川堤防に建設せる倉庫の建築が了しましたので九十五圓、松井開墾費で事業終了により三千三十三圓等であります。

歲入豫算におきましては

經常部一萬九千四百四十八圓
 臨時部八百七十一圓
 合計二萬九千九百九十二圓

でありまして農家經濟の不況の折兩特に負擔の均衡軽減に留意して編成致しましたのであります。村税におきまして前年度より一千八百八十五圓の増税を致さなければ歲出の充當に不足を生ずる状態となり時節柄甚だ遺憾と存じますが昭和五年度虛空藏谷川災害復舊費及昭和七年度該川災害復舊費償還の爲め一千九十一圓、校舎改築金六百十四圓の積戻等已むを得ざる計費の爲め増税致さなければならぬのであります。

を申し上げますと地租附加税で前年はこの豫算を以て萬遺憾なく執行地租一圓に付八十錢の賦課率が七十九錢に引下げたる爲め四十六圓各位の御期待に副ふべく努力する特別地税附加税で十五圓、營業收益税附加税及府税營業税附加税で何れも本税の減額で三十五圓減收となり府税雜種税で本税の増加で百五十二圓の増収を見込、特別税戸數割で前年度は六千三百圓の増収となつて居るのであります。それで特別税戸數割は昨年と比較し約三割の増額となつたので一戸當り十八圓九十二錢にして前年度とは五圓餘り増したのであります。それが爲め各納税義務者は「ナゼコンナニ上ツタノカ」と、定めしお驚きなつた事と存じますが、前述の如く必要なる経費をこれによつて補填致さなければ他に變る財源がないので遺憾ながら致し方がないのであります。

其他歳入經常部に於きましては、大した變りもありませんが、臨時部におきまして自然減少致しましたものは、松井開墾助成金が事業の完了で二千四百二十六圓、虚空藏谷川災害復舊工事費補助が本年はありませぬので六千二百三十圓、同復舊工事費村債が本年は借入致しませんでしたので、七千六百圓等の自然減少致しましたのであります。

以上をもちまして新年度の豫算の概要を申し上げますが昭和八年度の

昭和八年度大住村
歳入歳出豫算

歳入 經常部		歳入 臨時部	
第一款 財産ヨリ生ズル收入	六四三,〇〇〇	第一款 國庫補助金	一九一,四〇〇
第二款 基本財産收入	一八五,〇〇〇	第二款 救護費補助	六四,〇〇〇
第三款 小學校基本財産收入	一三三,〇〇〇	第三款 小學校臨時補助	三〇,〇〇〇
第四款 小學校改築基金收入	一三三,〇〇〇	第四款 府補助金	三〇,〇〇〇
第五款 罹災救助資金收入	一七〇,〇〇〇	第五款 傳染病豫防費補助	五〇,〇〇〇
第六款 使用料及手数料	三〇,〇〇〇	第六款 青年訓練所費補助	六,〇〇〇
第七款 手数料	五〇,〇〇〇	第七款 統計費補助	三〇,〇〇〇
第八款 交付金	三〇,〇〇〇	第八款 實業補習學校費補助	一〇,〇〇〇
第九款 國稅徵收交付金	一〇,〇〇〇	第九款 救護費補助	二〇,〇〇〇
第十款 府稅徵收交付金	一〇,〇〇〇	第十款 雜收入	二〇,〇〇〇
第十一款 地租名寄帳整理費交付金	一〇,〇〇〇	第十一款 寄附金	一〇,〇〇〇
第十二款 國庫下渡金	一〇,〇〇〇	第十二款 道路修繕費指定寄附	一〇,〇〇〇
第十三款 繰越金	三〇,〇〇〇	臨時部計	一〇,〇〇〇
第十四款 前年度繰越金	三〇,〇〇〇	歳入合計	一,〇〇〇,〇〇〇
第十五款 雜收入	三〇,〇〇〇	第一款 神社費	六〇,〇〇〇
第十六款 小學校雜收入	一〇,〇〇〇	第二款 神饌幣帛料	六〇,〇〇〇
第十七款 特別地稅附加稅	三〇,〇〇〇	第三款 會議費	一〇,〇〇〇
第十八款 營業收益稅附加稅	四〇,〇〇〇	第四款 費用辨償	二〇,〇〇〇
第十九款 府稅營業稅附加稅	八三,〇〇〇	第五款 給料	一〇,〇〇〇
第二十款 府稅雜種稅附加稅	一〇,〇〇〇	第六款 雜給	一〇,〇〇〇
特別稅戶數割	八,二六〇	第七款 需用費	一〇,〇〇〇
		第八款 役場費	一〇,〇〇〇
		第九款 報酬	一〇,〇〇〇
		第十款 給料	一〇,〇〇〇
		第十一款 雜給	一〇,〇〇〇
		第十二款 需用費	一〇,〇〇〇
		第十三款 修繕費	一〇,〇〇〇
		第十四款 土木費	一〇,〇〇〇
		第十五款 道路橋梁費	一〇,〇〇〇
		第十六款 治水堤防費	一〇,〇〇〇
		第十七款 用惡水路費	一〇,〇〇〇
		第十八款 溜池費	一〇,〇〇〇
		第十九款 小學校費	一〇,〇〇〇
		第二十款 給料	一〇,〇〇〇
		第二十一款 雜給	一〇,〇〇〇
		第二十二款 需用費	一〇,〇〇〇
		第二十三款 修繕費	一〇,〇〇〇
		第二十四款 實業補習學校費	一〇,〇〇〇
		第二十五款 給料	一〇,〇〇〇
		第二十六款 雜給	一〇,〇〇〇
		第二十七款 需用費	一〇,〇〇〇
		第二十八款 青年訓練所費	一〇,〇〇〇
		第二十九款 雜給	一〇,〇〇〇
		第三十款 需用費	一〇,〇〇〇
		第三十一款 雜給	一〇,〇〇〇
		第三十二款 需用費	一〇,〇〇〇
		第三十三款 雜給	一〇,〇〇〇
		第三十四款 需用費	一〇,〇〇〇
		第三十五款 雜給	一〇,〇〇〇
		第三十六款 需用費	一〇,〇〇〇
		第三十七款 雜給	一〇,〇〇〇
		第三十八款 需用費	一〇,〇〇〇
		第三十九款 雜給	一〇,〇〇〇
		第四十款 需用費	一〇,〇〇〇
		第四十一款 雜給	一〇,〇〇〇
		第四十二款 需用費	一〇,〇〇〇
		第四十三款 雜給	一〇,〇〇〇
		第四十四款 需用費	一〇,〇〇〇
		第四十五款 雜給	一〇,〇〇〇
		第四十六款 需用費	一〇,〇〇〇
		第四十七款 雜給	一〇,〇〇〇
		第四十八款 需用費	一〇,〇〇〇
		第四十九款 雜給	一〇,〇〇〇
		第五十款 需用費	一〇,〇〇〇
		第五十一款 雜給	一〇,〇〇〇
		第五十二款 需用費	一〇,〇〇〇
		第五十三款 雜給	一〇,〇〇〇
		第五十四款 需用費	一〇,〇〇〇
		第五十五款 雜給	一〇,〇〇〇
		第五十六款 需用費	一〇,〇〇〇
		第五十七款 雜給	一〇,〇〇〇
		第五十八款 需用費	一〇,〇〇〇
		第五十九款 雜給	一〇,〇〇〇
		第六十款 需用費	一〇,〇〇〇
		第六十一款 雜給	一〇,〇〇〇
		第六十二款 需用費	一〇,〇〇〇
		第六十三款 雜給	一〇,〇〇〇
		第六十四款 需用費	一〇,〇〇〇
		第六十五款 雜給	一〇,〇〇〇
		第六十六款 需用費	一〇,〇〇〇
		第六十七款 雜給	一〇,〇〇〇
		第六十八款 需用費	一〇,〇〇〇
		第六十九款 雜給	一〇,〇〇〇
		第七十款 需用費	一〇,〇〇〇
		第七十一款 雜給	一〇,〇〇〇
		第七十二款 需用費	一〇,〇〇〇
		第七十三款 雜給	一〇,〇〇〇
		第七十四款 需用費	一〇,〇〇〇
		第七十五款 雜給	一〇,〇〇〇
		第七十六款 需用費	一〇,〇〇〇
		第七十七款 雜給	一〇,〇〇〇
		第七十八款 需用費	一〇,〇〇〇
		第七十九款 雜給	一〇,〇〇〇
		第八十款 需用費	一〇,〇〇〇
		第八十一款 雜給	一〇,〇〇〇
		第八十二款 需用費	一〇,〇〇〇
		第八十三款 雜給	一〇,〇〇〇
		第八十四款 需用費	一〇,〇〇〇
		第八十五款 雜給	一〇,〇〇〇
		第八十六款 需用費	一〇,〇〇〇
		第八十七款 雜給	一〇,〇〇〇
		第八十八款 需用費	一〇,〇〇〇
		第八十九款 雜給	一〇,〇〇〇
		第九十款 需用費	一〇,〇〇〇
		第九十一款 雜給	一〇,〇〇〇
		第九十二款 需用費	一〇,〇〇〇
		第九十三款 雜給	一〇,〇〇〇
		第九十四款 需用費	一〇,〇〇〇
		第九十五款 雜給	一〇,〇〇〇
		第九十六款 需用費	一〇,〇〇〇
		第九十七款 雜給	一〇,〇〇〇
		第九十八款 需用費	一〇,〇〇〇
		第九十九款 雜給	一〇,〇〇〇
		第一百款 需用費	一〇,〇〇〇
		臨時部合計	一,〇〇〇,〇〇〇
		歳出合計	一,〇〇〇,〇〇〇

虚空藏谷川水路變更に就て

回顧すれば昨年七月七日より降り続ける豪雨は翌八日益々其威を猛し拂曉より村民擧つて警戒防禦せし不幸にして午前八時千原に欠潰し續いて古川に崩潰し民意を極度の不安に至らしめた事は誠に遺憾でありました。早速村會を開會し其他村内の災害善後策に就て協議致しました處が全議員擧つて本川の切落し即ち天井川を小字古川より東方に切落し小字千原より久保に排水すべき工事をなし永年多大の村費を要せし瘤を除くべく決議したのであります。

本事業は歴代の村當局なり有志者により計畫ありしも何分水利問題は一村のみにては出来難き事にて下流村の全意を得る必要あり天井川となりしも由來知る能はざる古へよりの水路變更なれば絶大の難事であり擧村一致之れに當るべく一大決心をなし目的達成に邁進した次第であります。爾後約十ヶ月の星霜を経た五月迄往年久保樋門改築により水利問題を殘して居る有智郷村は變更不賛成を稱へ居りしも種々交渉の上藤澤村長の隣保的好意により漸く了解を得るの運びに至りました事は村として喜びに堪へない次第、之れ一重に村民各位の御援助と有力者諸氏の御指導の賜と厚く感謝する次第であります。

府税の改正

●家屋税の改正

今迄毎年家屋調査員が家屋賃賃格を決定されて居りましたが昭和七年より向ふ五ヶ年毎に調査員が決定する事に改正されたのであり、故に昭和七年決定された賃賃格で昭和十一年迄適用し又同十二年より向ふ五ヶ年間新に調査決定されるのであります。其の間の増減に對しては府に於て今回特別

家屋税調査員が設けられ次の各項に該當する家を村長から下調額を提出されるのであります。即ち家屋の賃賃價格に著しき増減を生じたるるとき家屋の用途を變更し又は家屋の増築改築若しくは取毀ちに依り其の賃賃價格に

一、賃賃價格二百圓未満の家屋にありては其の價格の三割以上の増減の生じたる場合

二、賃賃價格二百圓以上五百圓未満の家屋にありては其の價格の二割以上、増減の生じたる場合

三、賃賃價格五百圓以上の家屋にありては其の價格の一割以上の増減の生じたる場合

●手押車の改正

今迄一般にリヤカーと稱するものに手押車と云ふ名義で課税されて居りましたが今回の規則改正に依りて小車と改名され課税される事となり、其の内荷台の面積七、五平方尺(縦三尺横二尺五寸)以下のものは免税される事になりました。

昭和八年度 諸税賦課率

- 府税地租附加税 地租一圓ニ付九十五錢八厘
- 府税特別地租 田畑賃賃價格一圓ニ付三錢五厘七毛
- 營業收益税附加税 本税一圓ニ付六十六錢四厘
- 所得税附加税 本税一圓ニ付三十四錢三厘
- 府税家屋税 家屋賃賃價格一圓ニ付二錢八厘六毛
- 府税營業業税 物品販賣業 金錢貸付業 製造業 請負業 旅人宿業 料理店業 周旋業 理髮業 仲立業 物品貸付業 純益金百圓ニ付二圓二十錢
- 府税雜種税

村税

- 荷車 (イ)牛馬車 二輪車 年税 五圓 四輪車 年税 七圓
- (ロ)大車 (荷台の面積一、六六平方米以上のもの) 年税 二圓五十錢
- (ハ)小車 (荷台の長さ一、五二米以上) 年税 一圓二十錢
- 乙小車 (荷台の長さ一、五二米以下) 年税 七十錢
- (ニ)自轉車 二輪車 年税 二圓十錢 三輪車 年税 三圓三十錢
- (ホ)犬 獵犬 一頭年税 二圓四十錢 其の他ノ犬年税 一圓六十錢
- (ヘ)漁業 年税 八十錢
- (ト)電柱 木柱(本柱一本 年税 七十錢 支柱一本 年税 三十五錢) 鐵柱 一本 年税 一圓五錢
- 鐵塔 一基 年税 二圓十錢
- 府税地租附加税 地租一圓ニ付七十九錢
- 特別地租附加税 田畑賃賃價格一圓ニ付三錢
- 營業收益税附加税 本税一圓ニ付七十三錢九厘二毛
- 府税家屋税附加税 本税一圓ニ付六十錢
- 府税營業業税附加税 本税一圓ニ付六十錢
- 雜種税附加税 (イ)電柱税本税一圓ニ付二圓 (ロ)不動産取得税本税一圓ニ付一圓 (ハ)其の他 本税一圓ニ付五十錢
- 特別税戸數割 一戸當り平均十八圓九十錢二厘三毛 農會費
- 地租割地租一圓ニ付三十四錢 會員割一人ニ付二十錢

學校々舎一部改築に就て

本村小學校は前身進徳尋常小學校公有建築物の壽命は普通二十年と規と稱し月讀神社北方にありしを明定されたもので本校舊校舎は大阪治二十八年大阪市北區上堀江尋常小學校より年月を通算すると六十年餘小學校改築せらるゝに際し其古校となり三倍を経過し居り之れに依舎を購入し翌二十九年四月建築さつて見ても如何に危険である事がありましたのが今の二階建の校舎で お判りになると思ひます。地震なあります。明治四十一年大住村外り大風の際には二階に居るのが恐二ヶ村組合立高等小學校廢止せらるゝしい位家鳴りがするのでありまられたので、同校二教室を購入してす。然かも如斯危険なる校舎に一建築しましたのが南側東より二教三年の幼年兒童を收容して居り室が其であります。大正八年府學ますのは新教室は狭く、舊教室は務課より現在の舊校舎の改築する廣い爲め多數である幼年級を止む様下命あり、當時の村當局者は非を得ず收容せざるを得ないので、常に驚愕し、府に陳情して府の監村民諸氏の大切の子弟を預り居る督の許に修繕したのが現在の柱副我等村並に學校當局者は一日も安本及ボート止めが其れであります。心出來ない様な譯であります。全其の節技師の話では七八ヶ年間は國で明治六年頃の校舎を保存し居安全であらうとの話でありました。村は珍らしい事と思ひます。年其れより近き將來の改築を計畫し々兒童數増加の結果教育上支障あ基金の蓄積をせられ大正十二年校除事は多大であり、教室擴張不安舎狹隘を告げたので南側西三教室除去は目下の急務と深く信じ農村を金六千三百圓を投じ新築せられ不況の際であります。校舎の危たのであります。費用は村基本財險が今後の好況時代を待つ事出來産及改築基金に依つて支出せられざる状態にあり、寧ろ此の不況の其後基金蓄積に努力せられました。極に積極工事を竣工する事は材が、隔離病舎の新築あり、數年來料等の安價なる爲め好期とも云ふ繼續事業の府道改修受益者負擔金べく且又幸に政府に於ては農村匡の支出昭和五年度災害復舊費等に救等の意味を以て未曾有の低利を繰入の各種積戻をなす爲め蓄積は貸付されるのであります。此れ中止に至つて居たのであります。がを借入れ資金に充て、多年の宿望府道志水富野花線も昭和八年度にたる校舎の改築をなす事は眞に千完成を告げ基金借入れ積戻も本年載一遇極めて好期と存し學務委員に於て完済し得るのであります。村會議員、村功勞者等の會合を願

ひ熟議の上計畫の大体經費總額の見積、之れが捻出方法、低利資金等(三分二厘)借入れ、其償還方法等考慮し議決せられたのであります。經費は約三萬圓内外で一萬圓程は各種基本財産を繰入し残り二萬餘圓を二十ヶ年の崩潰により大藏省低利資金より借入れが出来得る事となれば建築の準備に着手する豫定であります。

兵 事

徵兵検査

本年度徵兵検査は五月九日田邊町小學校に於て執行せられしが受檢壯丁人員十九名にして其の成績左の如し

- | | | |
|------|--------|--------|
| 甲 種 | 井上 和男 | 堀口 康夫 |
| | 前川 九一郎 | 山口 新太郎 |
| | 森川 清治 | |
| 第一乙種 | 岩内 繁治 | 増山 庄太郎 |
| | 安倉 重三 | 伊藤 瀧藏 |
| | 北川 貞三 | 岩村 與三郎 |
| 第二乙種 | 堀口 直雄 | 福田 春三 |
| | 樺井 正次 | 森 美喜藏 |
| | 岡本 元次 | |
| 丙 種 | 吉本 正治 | 橋本 正治 |
| | 丁 種 | 西川 善一 |
- ▲簡閱點呼
本年度の簡閱點呼該當年次は左の通りであります。
大正十一、十三、十五、昭和三

五年任官の者
二、一年志願兵及幹部候補生出身
下士官、大正十一、十三、十五
昭和三、五年十二月入營の者
大正十二、十四、昭和二、四、
六年二月若くは四月入營の者
三、豫後備役兵、既教育補充兵
在營三ヶ月未満のものを除く
大正十一、十三、十五、昭和三
五年徵集の者
四、既教育補充兵 在隊三ヶ月未
滿)及未教育補充兵
大正十五、昭和四、七年徵集の者

▲後備役満了者
本年四月一日第一國民兵役に轉入せる者左の如し
小山 要太郎 古林 喜平次
小田 末次郎 岡本 四郎藏
仲井 喜太郎 木村 友三郎
▲補充兵役満了者
本年三月三十一日補充兵役満了者
氏名左の如し
岡本 永一 西村 幸司
吉岡 國藏 杉本 要太郎
前川 治雄 本林 菊次郎
近本 吉三 金田 賢榮
奥田 實

納 稅 標 語

昨年九月伏見稅務署主催にて小學生徒も多數應募せられました。が次の標語が人賞しました。
一等賞 税金を納めて母の笑ひ顔
二等賞 軽い税にも重い義務
納税は祖國愛の第一歩

學校欄



就任の辭

大住校長 南 金雄

若し只今私に本村小學校教育の理想方針は如何とお尋ねせられるならば、教育勅語の御精神を奉載し小學校令に定められたる要旨に基いてお答致します。更に其徹底の方途施設を申されるならば、現代國家の要求と郷土に即したる教育を施したいと申上げて具体的事項に就ては今暫く差控へたいのであります。

それは本村の實態を知らず、本村兒童の個性特失を解せぬ私には妥當性を失する恐れがあるからであります。

しかしながら教育指導の原理に従ひ私の体験を合せ専心兒童教養の任に當り誤り無きを得たいと念願致して居ります。

扱て教育は社會村の人々の總掛りで行ふもので、學校教師は其一部分をお預りして行ふものではありますまいか、勿論この考へは廣い意味に於ける教育の意義と存じますが、この見地にあつて、教育の有効を望むには村當局と學校、父兄村民各位と學校親密にしてお互ひに理解すること、即ち精神的接觸連絡を圖ることが最重要と信じます。

左に在籍兒童と擔任者表を掲げまして、御援助と御利用を希ひます

學年	在籍兒童		擔任者氏名
	男	女	
尋一	三〇	三三	奧田 菊惠
尋二	二七	三二	守岡イクエ
尋三	三五	二九	森村 千加
尋四	二四	三〇	安倉 糸男
尋五	二二	二七	北尾 ミヨ
尋六	三三	二二	山岡 幸夫
高一	二二	二二	田邊 豊秋
高二	三三	九	吉川 季雄
計	三二二	二九四	四〇六

(備考)

1、學級擔任制を根本と致して居りますが、各教師の特徴發揮と教科研究の一助として學科擔任制を加味し學科の受持を交代して居る時間も相當あります。

2、新任者

北尾ミヨ 本府女子師範一部本年卒業田邊町薪井出身
森村千加 京都高等手藝學校昭和五年卒業、前任三山木校草内村出身
南 金雄 奈良師範一部大正三年卒業、本府内十二年就職、前任大河原校、相樂郡高山村出身
谷岡文彦 本府師範一部本年卒業、目下短期現役中、九月から本校就任の筈、京都市出身
以上所見の一斑を申述べて乍失禮御挨拶と致します。

大住村會議員選舉

去る五月一日午前八時より當役場に於て本村會議員の選舉を執行せしが名簿登錄人數五百七十四名内死亡其他の失格八名にして有権者數五百六十九名中五百五十三名の投票人員を得實に棄權者十六名の少數にして何等支障なく好成績を以て終了したり。其の結果左記の諸氏當選確定せり。

一、投票總數 五百五十三票
有効投票 五百五十二票
無効投票 一票
二、各被選舉人の得票數左の如し

當選	得票數	姓名
全	五十四票	山村 稔
全	五十二票	西村 幸太郎
全	五十二票	前川 源三
全	四十四票	堀 英一
全	四十二票	佐野 梅次郎
全	四十二票	伊藤 長次
全	四十一票	吉岡 辰三郎
全	四十票	守岡 龜次郎
全	四十票	大倉 昇太郎
全	三十九票	古林 辰次郎
全	三十七票	山村 彌一郎
全	三十六票	西村 喜治
全	三十三票	堀口 義男

不動産收得税に就て

不動産の時價は登記したるものは登録税の課税標準價格、建物の改築したる時は其の建物の價格より改築前の建物の價格を控除したる價格に賦課するもので、其の賦

課率は、府税は價格の千分の十村税も價格の千分の十で何れも一時税であります。

人事

松井區長 前川信太郎
右昭和八年四月一日退職
吉本定次郎
右昭和八年四月二日松井區長に就職
松井區長代理者 吉本定次郎
右昭和八年四月一日退職
奥田清太郎
右昭和八年五月二日松井區長代理者に就職
大住村農會技手 岡本 誠一
右昭和八年五月八日草内村農會に轉勤
井辻平太郎
右昭和八年五月九日大住村農會技手に就職
松本 慎
右昭和八年五月一日大住村蠶業技手に就職
大住村駐在巡查 山崎 進
右昭和八年四月九日美豆村に轉勤
久保田袈吉
右昭和八年四月十日大住村駐在巡查に就職

戶籍の取扱件數

種別	件數
婚姻	三九
離婚	六一
出生	七二
死亡	一七
養子縁組	二九
養子離縁	二合
計	一九八

(昭和七年中)

統計欄

昭和七年度

本村農家一戸當り收入

農産物其他調査に就ては本村産業統計調査員諸氏が周密なる献身的努力に依つて調査されまして其の都度報告を得それを本村に於て總括集計致しまして府統計課へ報告をして居るのであります其の昭和七年度に於ける本村の主要物産に對する收入の概要を示しますれば左の如くであります

Table with 2 columns: 品種 (Crop Type) and 金額 (Amount). Rows include 米 (Rice), 麥 (Wheat), 春蠶 (Spring Silk), 夏秋蠶 (Summer/Autumn Silk), 製茶 (Tea Processing), 桃 (Peach), 梅 (Plum), 生柿 (Raw Persimmon), 筍 (Bamboo Shoot), 芋 (Chestnut), 大根 (Radish), 其他食用農産物及園藝農産物果實 (Other edible agricultural products and horticultural products/fruit), 蔬菜花卉等 (Vegetables and flowers), 金額 (Amount), 一戸割當收入 (Per household income), 金五百十五圓強 (500.15+ yen).

Table with 3 columns: 種類 (Type), 消費貫數 (Consumption quantity), 金額 (Amount). Rows include 植物質肥料 (Plant-based fertilizer), 動物質肥料 (Animal-based fertilizer), 礦物質肥料 (Mineral-based fertilizer), 自給肥料 (Self-supplied fertilizer), 灰 (Ash), 計 (Total).



農會欄

すから左の其の消費高を表しますと... 此を一戸當りに割りますと九十二圓の消費金額になり本村の農産物から收入されます一戸平均は四百二十三圓となるのであります

米作增收品評會に就て

昭和八年度綴喜郡農會事業として米增收品評會を開催せらるるに付き出品資格は部落を單位とし五戸以上の農家組合を單位とし一戸一ヶ所七畝歩以上の農家の出品田に付き御希望の方は本月十五日迄に本村農會へ申込下さい

瓜類栽培注意事項

瓜類は既に本田に移植され同時に諸病虫害が発生しますから充分注意して早くから豫防策を講じなければ完全に收穫を見る事が出来ません、瓜蠅の豫防としては根元に新聞紙を敷き幼虫の潜入を防ぐこと又綱砒酸鉛撒布をなし之れを食害を防止すること、蔓割青枯炭

小麦增收競技會

昭和八年度綴喜郡農會事業として、小麦增收競技會を主催せらるるに付き出品資格は部落を單位とし五戸以上の農家組合を單位とし一戸一ヶ所五畝歩以上の農家の出品に付き御希望の方は本月八日迄に本村農會へ申込下さい

敬老會

恒例により大住村敬老會は去る四月二十九日天長の佳節を卜し當學校に於て處女會主催の下に開催されました。尚ほ案内を發した七十歳以上の翁媪九十八名病氣や事故で會しなかつた人もあつたが一ヶ月も前から楽しんで待ちに待つた老人の定刻前から詰りかけもの厚い待遇を謝しながら酒盃をかたむけ中におおかげ踊りに昔誇つた喉をくつろげる等十分の歡を盡し其れより可愛小學生の兒童劇萬歳等に老を忘れて打興じ、午後六時過ぎ青葉薫る村の道を曳く杖も軽みながら各々家路についた

農村匡救事業

近時農村の疲弊固體は其の極に達し生産不振の爲め本村に於ても之れが救済に腐心講究しつゝ、ありたるに、時偶々國家を擧げて時局匡救農村救済の目的を持つて土木事業に對し補助金を交付さるゝ事となりたるに依り種々請願盡力せる結果左記の通り補助金を得、又は國營のものは村民就勞し夫れ夫れ直接間接其の恩恵に浴したるは現下の農村として經濟上尙に同慶の至りなり、左に工事種別及費用の概算をお知らせ致します

- 一、木津川改修工事大住區間 四、五〇〇圓(國營)
二、虚空藏谷龍王谷及吸戸國營砂防工事 一、八〇〇圓(國營)
三、府道八幡田邊線突角剪防工事 四〇〇圓
四、三野部落溜池新設工事 五五〇圓
五、松井里ヶ市直田線道路改修工事 三〇〇圓
六、大住池平三十六番地先より小字西村十五番地迄の大住村役場都々城村役場線道路勾配整理工事 三〇〇圓
七、岡村開墾組合五町歩以上二年量開墾 九、六九五圓
八、井上義一外二名五町歩以下開墾 七〇九圓

納税標語
一、貧しい中にも努力の納税
一、納税日柱ごよみにしるしつけ
一、我等の幸福は我等の納税より
一、國の爲と思へば安し税の金
一、平時の愛國納税より